中央政府、州政府および県・市政府の役割分担に関する政令(2007年政令第38号)(環境分野における行政所掌区分)

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
1. 環境影響管理	1 有害廃棄物管理	1 有害廃棄物管理に関する政策決定 ************************************		1 -
		a 特定発生源、性状、半数致死量 (LD50)、溶出分析(TCLP)、慢性 毒性及びリストに基づいた有害 廃棄物の決定	a –	a –
		b 有害廃棄物の決定	b –	b -
		c 有害廃棄物の一時保管場所、収 集、運搬、利用、河口、蓄積	c -	c -
		d 有害廃棄物に関する告知	d –	d –
		e 有害廃棄物管理の監督	e –	e –
		f 国レベルにおける緊急時対応シ ステム実施の監督.	f -	f -
		g 国レベルにおける有害廃棄物管 理に関する事故対応の監視.	g –	g –
		2 有害廃棄物管理実施の監督	2 州レベルにおける有害廃棄物管 理実施の監督	2 県・市レベルの有害廃棄物管理 実施の監督
		3 有害廃棄物の登録実施	3 –	3 –
		4 有害廃棄物管理の監督	4 –	4 –
		5 有害廃棄物運搬に関する推薦付 与	5 -	5 -
		6 国レベルでの有害廃棄物収集許 可	6 州レベルにおける有害廃棄物収 集許可 (県・市をまたがる廃 棄物)ただし潤滑油、使用済み 油は除く	6 県・市レベルにおける有害廃棄 物収集許可、ただし潤滑油、使 用済み油は除く
		7 有害廃棄物利用許可 .	7 –	7 -
		8 有害廃棄物加工許可	8 –	8 -
		9 有害廃棄物処理施設操業許可	9 –	9 –
		10 有害廃棄物備蓄操業許可	10 -	10 –
		11 国レベルにおける有害廃棄物によって発生した公害の回復実施	11 州レベルにおける有害廃棄物によって発生した公害の回復実施	11 県・市レベルにおける有害廃棄物によって発生した郊外の回復
		の監督 12 -	の監督. 12 国レベルにおける有害破棄物収	実施の監督. 12 -
		14	集許可の推薦.	14

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
1. 環境影響管理	1 有害廃棄物管理	13 -	13 州レベルにおける緊急時対応シ ステム実施の監督	13 . 県・市レベルにおける緊急時 対応システム実施の監督
		14 -	14 州レベルにおける有害廃棄物管理に係る事故対策の監督.	14 県・市ベルにおける有害廃棄物管理に係る事故対策の監督.
		15 -	15 -	15 有害廃棄物処理設置場所の許 可.
		16 -	16 -	16 産業又は特定活動における有害 廃棄物一時保管の許可
	2 環境影響評価	1 AMDAL、 環境管理計画(UKL)及 び 環境モニタリング計画(UPL)に関する規則及びガイドラ イン決定.	1 基準及び政府により規定された 手続きに従い、州内の環境に著 しい影響を及ぼす事業及び/又 は 活動に対するAMDALの実施	1 基準及び政府により規定された 手続きに従い、県・市内の環境 に著しい影響を及ぼす事業及び /又は 活動に対するAMDALの実 施.
		2 AMDAL実施の 事業 及び/又は活 動に係る種類	2 県・市における AMDAL実施の管 理と監督 .	2 UKL及びUPLに関する推薦発行.
		a 戦略 及び/又は国家防衛に関す る事項	a –	a –
		b 2以上の州に位置するもの	b –	b –
		c 他国と紛争状態にある地域に位置するもの	С -	c –
		d 州の権限が及ばない海域に位置 するもの	d –	d –
		e 他国との国境をまたがるもの	e –	e –
		3 州が実施したAMDALの監督、及び、AMDAL実施が義務付けられた産業及び活動に係るUPL/UKLに対する監督.	3 州内でAMDAL実施が義務付けられた産業及び/又は活動に係るUPL/UKLに対する監督.	3 県・市内でAMDAL実施が義務付けられた産業及び/又は活動に係るUPL/UKLに対する監督.
		4 州政府が実施するAMDAL、UKL及 びUPLの管理	4 州内の県・市が実施する UKL/UPLに対する推薦の管理.	4 県・市の地域内においてAMDAL 実施が義務付けられている事業 及び/又は活動以外のすべての 事業 及び/又は活動に係るUKL 及びUPLの実施に対する監督
		5 政府所管であってAMDALを実施 しなければならない事業 及び/ 又は活動で県・市によって実施 されるUKL/UPLの実施監督に管 理	5 州内の地域におけるAMDAL and UKL/UPLの実施が義務付けられている事業及び/又は 活動に対して、県・市によって実施されるUKL/UPLの実施管理	

中項目	小項目		政府		州政府		県・市政府
1. 環境影響管理	2 環境影響評価	6	AMDAL, UKL及び UPLに関する規 則制定	6	州内の県・市により発行された UKL/UPLに関する推薦実施に対 する管理.	6	-
	3 水質管理及び水公 害管理	1	国レベル及び/または国境を、 越えた水質管理.	1	州レベルにおける水質管理の 調整	1	県・市レベルにおける水質管理
		2	国レベルにおける 及び/又は 国境を越えた水域の水類型決定	2	州レベルにおける水域の水類型決定	2	県・市レベルにおける水域の水 類型決定.
			国レベルにおける 及び/又は国 境を越えた水域の水質モニタリ ングの調整と実施	3	州レベルにおける水域の水質モニタリング調整.	3	県・市レベルにおける水域の水 質モニタリング.
		4	国レベルにおける 及び/又は 国境を越えた水域の水公害管理	4	州レベルにおける水公害管理決 定.	4	県・市レベルにおける水域の水 公害管理
		5	国レベルにおける水公害管理の 監督	5	州レベルにおける水公害管理実施の監督.	5	水域又は水源への排水許可証に 添付する遵守条件の監督
		6	国レベルに 及び/又は 国境を 越えた水域において、より厳格 及び/より多くの項目に関する 水質環境基準の決定.	6	州レベルにおいて、より厳格及び/又は より多くの項目に関する水質環境基準の決定.	6	県・市レベルにおける、緊急時及び/又はその他予期できない 事態における水質汚染対策実施 に対する行政指導及び財政支援 の適用.
		7	国レベルにおける緊急時及び/ 又はその他予期できない事態に おける水質汚染対策実施に対す る行政指導及び財政支援の適用	7	州レベルにおける緊急時及び/ 又はその他予期できない事態に おける水質汚染対策実施に対す る行政指導及び財政支援の適 用.	7	県・市レベルにおける水質管理 及び水公害対策に関する規則制 定.
			水質管理及び水公害管理の規則 制定		州レベルにおける水質管理及び 水公害管理の規則制定.	8	排水の水域への排出許可
		9	事業活動に伴う排水基準規則制 定	9	政府基準と同等か厳格な企業活動に伴う排水基準規則決定.	9	地盤浸透させる排水が地盤に適用するための許可の使用.
		10	州境越えた河川の水質基準決定	10	県・市をまたがる排水排出許可 発行実施に関する管理、監督お よび評価.	10	-
	4 大気質管理及び大 気公害管理	1	国レベル及び/又は国境をまた がる大気質管理.	1	-	1	-

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
1. 環境影響管理	4 大気質管理及び大 気公害管理	2 環境大気環境基準、騒音環境基 準及び振動環境基準の決定	2 政府基準と同等か厳格な地域大 気環境基準の決定.	2 県・市レベルにおける環境大気 質、移動発生源及び固定発生源 のモニタリング.
		3 固定発生源、新型・継続生産車 の移動発生源に関する排出ガス 基準の決定.	3 地域大気環境質の決定	3 -
		4 国レベルにおける固定発生源に おける騒音及び振動環境基準並 びに新型車及び継続生産車の騒	4 州レベルにおける固定発生源からの排出ガス基準、継続生産車 からの排出ガス基準、固定発生	4 継続生産車に対する排出ガス及 び騒音の定期的な測定.
		5 大気公害標準指標の決定.	5 州レベルにおける大気汚染防止の調整実施.	5 -
		6 州をまたがる、又は、国境をまたがる、又は地球規模での国レベルにおける大気環境質モニタ	6 州レベルにおける大気質モニタ リングの調整と実施	6 県・市レベルにおける大気質モニタリングの調整と実施
		7 国レベルにおける大気質管理と 大気公害管理規則の決定	7 州レベルにおける固定発生源、 移動発生源(継続生産車)から の排出ガス規制値の管理と監	7 -
		8 大気公害発生の原因となる事業 及び/又は活動 の責任者に対す る国レベルにおける法令順守監	8 大気公害発生の原因となる事業 及び/又は活動の責任者に対す る州レベルにおける法令順守監	8 固定発生源及び移動発生源大気 汚染の原因となりうる固定発生 源及び移動発生源に係る県・市
		9 室内大気質管理基準の決定	9 室内大気質のモニタリング	9 環境大気質及び室内大気質のモニタリング.
	5 沿岸域と海域にお ける公害及び/又 は環境劣化の管理	1 国レベルにおける海域の水質環境基準の決定	1 州レベルにおける海域の水質環境基準の決定	1 県・市レベルにおける沿岸域及 び海域の公害及び環境劣化防止 の規則決定.
		2 国レベルにおける沿岸域と海域 における環境劣化基準の決定.	2 州レベルにおける沿岸域及び海域の環境劣化基準の決定.	2 県・市レベルにおける沿岸域及 び海域の公害及び/又は環境劣 化管理規則決定.
		3 海洋投棄許可付与	3 州レベルにおける海域保全管理 の区域決定.	3 海域保全管理区域の決定
		4 海域保全管理の調整	4 4. 県・市による 公害及び/又は環境劣化管理に対する監督	4 県・市レベルにおける公害及び 環境劣化管理に関する法令順守 の監督.
		5 州および県・市による公害 及び/又は 環境劣化管理活動に対する監督.	5 州レベルにおける海域及び沿岸 域の環境質モニタリング	5 県・市レベルにおける海域及び 沿岸域の環境質モニタリング

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府	
1. 環境影響管理	5 沿岸域と海域にお ける公害及び/又 は環境劣化の管理	の環境質モニタリング	6 州レベルにおける沿岸域及び海域の公害及び環境劣化管理規則 の制定	沿岸域の環境室モニタリング実 施規則の制定	
		7 州境を越えた、又は国境を越えた沿岸域及び海域の公害及び/ 又は環境劣化の規則制定.	7 州政府による規則又は政府により示された権限に基づく法施行		
	6 森林及び/又は林 地火災による地盤 の公害及び/又は 環境劣化管理	1 森林 及び/又は林地火災に関する国家環境劣化基準の決定.	1 -	1 -	
		2 国レベルにおける森林 及び/又 は林地火災に係る環境劣化技術 基準の決定.	2 森林 及び/又は林地火災に係る 州レベルにおける環境劣化技術 基準の決定.		
			3 国レベルにおける 及び/又は国 境を越えた森林及び/又は林地 火災. に係る環境影響と回復に 関する調整	3 州レベルにおける森林及び/又 は林地火災対応の調整	3 県・市レベルにおける森林及び/又は林地火災対応.
		4 環境劣化及び/又は公害影響のある又は影響の恐れのある森林及び/又は林地火災対策の実施に関する国レベルの監督	4 環境劣化及び/又は公害影響のある又は影響の恐れのある森林及び/又は林地火災対策の実施に関する州国レベルの監督	4 環境劣化及び/又は公害影響のある又は影響の恐れのある森林及び/又は林地火災対策の実施に関する県・市レベルの監督	
		5 –	5 森林及び/又は林地火災に関する 州レベルにおける環境劣化 及び/又は公害対策.	5 森林及び/又は林地火災に関する 県・市レベルにおける環境 劣化及び/又は公害対策	
	7 バイオマス生産に よる土地の公害及 び/又は環境劣化 の管理	1 農業・プランテーション・植林 活動のための国土の 地盤 及び /又は土壌 劣化に関する国家基 準の決定	1 国の地盤劣化基準に基づく、農業・プランテーション・植林活動のための州土の地盤及び/又は土壌劣化に関する州基準の決定.	業・プランテーション・植林活動のための県土・市土の地盤及び/又は土壌劣化に関する県・市州基準の決定	
		2 -	2 -	2 地盤 及び/又は土壌の状態の決定.	

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
1. 環境影響管理	7 バイオマス生産に よる土地の公害及 び/又は環境劣化 の管理	3 その活動が地盤・土壌への環境 影響がある又は影響の恐れのあ る地盤公害対策実施に関する 国レベルにおける監督.		3 その活動が地盤・土壌への環境 影響がある又は影響の恐れのあ る地盤公害対策実施に関する 県・市レベルにおける監督
		4 バイオマス生産による地盤 及び/又は土壌公害管理に関する 国レベルにおける規則制定	4 バイオマス生産による地盤 及び/又は土壌公害管理に関する州レベルにおける規則制定	4 バイオマス生産による地盤 及び/又は土壌劣化を防止するための県・市レベルにおける規則制定.
	8 災害による公害及 び環境劣化対応	1 災害による公害 及び/又は環境 劣化対応のガイドライン決定	1 州レベルにおける災害による公害 及び/又は環境劣化対応	1 県・市レベルにおける災害による公害及び/又は環境劣化対応
		2 -	2 災害危険リスク地域の決定.	2 県・市レベルにおける災害危険 リスク地域の決定
		3 -	3 -	3 県・市レベルにおける環境災害 発生リスク地域の決定.
	9 環境分野における インドネシア国家 基準(SNI) 及び人 材資格基準	1 環境分野におけるSNI及び人材 資格基準において政策、適用調 整、管理及び一般的監督事項の 決定.	1 環境分野における SNI及び人材 資格基準の州レベルにおける管理と適用監督.	1 環境分野における SNI及び人材 資格基準の県・市レベルにおけ る管理と適用監督.
	10 環境に関する経済 的手法の開発	1 天然資源及び環境管理における 経済的手法と適用ガイドライン 開発に関する政策決定	1 天然資源管理及び環境管理における県・市をまたがる性格を有する経済手法適用分野における州条例・規則の決定	1 県・市における天然資源管理・ 環境管理のための経済的手法適 用分野における県・市条例・規 則の決定.
		2 天然資源管理及び環境管理にお ける経済的手法適用に関する管 理と監督	2 天然資源管理及び環境管理において県・市をまたがる経済的手 法適用の管理と監督.	2 地域に関連した天然資源管理及 び環境管理におきえる経済的手 法の適用に関する管理と監督
		3 -	3 -	3 天然資源管理および環境管理に おける経済的手法の適用.
	11 環境管理システム、エコラベル、クリーナープロダクション及び環境関連技術の適用	1 持続可能な生産と消費に基づく 環境管理システム、エコラベル、クリーナープロダクション 及び環境関連技術に関する.政 策決定、適用調整、管理及び一般的な監督	1 州レベルにおける、持続可能な 生産と消費に基づく環境管理システム、エコラベル、クリー ナープロダクション及び環境関連技術に関する管理及び監督	1 県・市レベルにおける持続可能な生産と消費に基づく環境管理システム、エコラベル、クリーナープロダクション及び環境関連技術に関する管理及び監督.
	12 教育及び研修 (Diklat)	1 環境分野における教育と研修に 関する政策決定.	1 州レベルにおける環境問題に対応した環境分野のるDiklatの実施.	1 県・市におけるDiklat実施結果 の評価

中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
1. 環境影響管理	12 教育及び研修 (Diklat)	2 環境分野における戦略的な Diklat の実施	2 州の特徴及び問題と調和した 境分野におけるカリキュラム 副教材の決定.	
		3 国レベルの環境分野における仮 クラムと副教材の決定	3 -	3 -
		4 Diklat 実施ガイドラインの決 定		4 -
	13 環境分野の行政 サービス	1 環境管理分野における最小限の 行政サービス基準の決定	1 州レベルにおける環境管理分 の行政サービスの実施.	野 1 県・市レベルにおける環境管理 分野の行政サービスの実施.
	14 環境分野における 地方分権実施に対 する管理と監督			1 -
		2 環境分野における地方自治体の 実施に対する監督.	2 -	2 -
		3 環境管理分野における地方規則 及び首長規則に対する監督.		3 -
	15 環境法施行	1 環境法施行	1 州レベルにおける環境法施行	1 県・市レベルにおける環境法施 行.
	16 環境影響管理の関 する国際合意	1 批准、モニタリング、文書化及 び普及を含む環境管理分野にお ける国際合意約束の実施	1 環境影響管理に関する国際合 に対する州レベルにおける実 とモニタリング	他 に対する県・市レベルにおける 実施とモニタリング
		2 条約及び議定書実施管理の監督	2 州レベルにおける条約及び議 書実施管理のモニタリング	定 2 県・市レベルにおける条約及び 議定書実施管理のモニタリン グ.
	17 気候変動及び大気 圏保護	決定	1 州レベルにおける気候変動影 管理実施政策の決定	影響管理実施政策の決定
		2 オゾン層保護、酸性雨及びモニタリングに関する政策決定	2 州レベルにおけるオゾン層保 及びモニタリング政策の決定	保護及びモニタリング政策の決 定.
		3 –	3 州レベルにおける酸性雨によ 影響のモニタリング.	よる影響のモニタリング.
	18 環境ラボ	1 環境ラボに関する政策決定	1 環境分析実施のための認証・ 奨環境ラボ指定	ボの監督
2 天然資源(SDA)保全	1. 片栅夕挂栅	2 環境ラボに対する管理と監督 1 国レベルにおける生物多様性保	2 環境ラボの管理 1 州レベルにおける生物多様性	2 2
Z 大然貝源(SUA)保宝	1 生物多様性	全計画の調整	全計画の調整	性保全計画の調整.
		2 国レベルにおける生物多様性及 び持続可能な利用に関する政策 の決定.	2 州レベルにおける生物多様性 び持続可能な利用に関する政 の決定と実施.	

	中項目	小項目	政府	州政府	県・市政府
2	天然資源(SDA)保全	1 生物多様性	3 国レベルにおける多様性減少管 理政策の決定.	┃ 3 州レベルにおける多様性減少 ⁶ ┃ 埋政策の決定.	
			4 国レベルにおける生物多様性保 全の実施に関するモニタリング と監督.		
			5 国レベルにおける生物多様性利用における紛争に関する規則と その解決策制定.		il 5 県・市レベルにおける生物多様性における紛争解決.
			6 国レベルにおける情報管理シス テム及び生物多様性データベー スの開発.		